

# 神戸市児童福祉法における障害児支援にかかる給付費等の支給に関する要綱

令和5年7月1日制定

神戸市福祉局長決定

## (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）における障害児支援にかかる給付費等のうち、次に掲げる給付費等の支給に関して、法、その他の法令で定めるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 法第21条の5の3第1項に規定する障害児通所給付費
- (2) 法第21条の5の4第1項に規定する特例障害児通所給付費
- (3) 法第21条の5の29第1項に規定する肢体不自由児通所医療費
- (4) 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援給付費
- (5) 法第24条の27第1項に規定する特例障害児相談支援給付費
- (6) 法第24条の2第1項に規定する障害児入所給付費
- (7) 法第24条の7第1項に規定する特定入所障害児食費等給付費
- (8) 法第24条の20第1項に規定する障害児入所医療費
- (9) 法第21条の5の12第1項に規定する高額障害児通所給付費及び法第24条の6第1項に規定する高額障害児入所給付費

## (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「施行令」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）の例による。

## (障害児通所給付費)

第3条 障害児通所給付費の支給を受けようとする障害児の保護者は、法第21条の5の6第1項の規定により福祉事務所に、様式第1号による申請書を提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、法第21条の5の7第4項の規定により、前項の申請者に様式第2号により、第7条第3項に定める利用計画案の提出を求めるものとする。

3 前項の利用計画案の提出を求められた申請者は、様式第3号による届出書及び利用計画案を福祉事務所に提出しなければならない。

4 第2項の利用計画案の提出を求められた申請者は、法第21条の5の7第5項に基づき、第2項に規定する利用計画案に代えて、施行規則第18条の15に規定する障害児支援利用計画案を提出することができるものとする。

第4条 福祉事務所長は、第1条第1項の申請を受け、法第21条の5の5第1項の支給決定（以下「通所支給決定」という。）を行った場合、申請者に対し、様式第4号により通知するとともに、別に定める様式による受給者証を交付するものとする。

2 福祉事務所長は、通所支給決定に係る障害児が、法第21条の5の29第1項に規定する肢体不自由児通所医療を受けようとするときは、当該通所支給決定を受けた障害児の保護者に別に定める様式による医療受給者証を交付するものとする。

3 福祉事務所長は、障害児通所給付費等を支給しない旨の決定を行ったときは、申請者に別に定める様式による通知書を交付するものとする。

#### **(特例障害児通所給付費)**

第5条 第3条の申請者が、申請をした日から当該通所支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定通所支援を受ける等し、法第21条の5の4に規定される特例障害児通所給付費の支給を受けようとするときは、市長に、別に定める様式による申請書を提出しなければならない。

第6条 市長は、前条の申請にかかる支給の要否を決定したときは、同条の申請を行った障害児の保護者に別に定める様式により通知書を交付するものとする。

#### **(障害児相談支援給付費)**

第7条 法第24条の26に規定する障害児相談支援給付費の支給を受けようとする者は、様式第1号による申請書を福祉事務所長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、第3条の障害児通所給付費の支給にかかる申請と併せて行うことができるものとする。

3 福祉事務所長は、第1項の申請者に様式第2号により、法第6条の2の2第8項に規定する障害児支援利用計画案（以下「利用計画案」という。）の提出を求めるものとする。

4 前項の利用計画案の提出を求められた申請者は、様式第3号による届出書及び利用計画案を福祉事務所長に提出しなければならない。

5 福祉事務所長は、必要があると認めるときは、前項の届出書に記載のある指定障害児相談支援事業者（法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者。以下同じ。）に対して、利用計画案の提出を求めることができる。

第 8 条 福祉事務所長は、前条の規定による申請を受けたときは、提出された利用計画案の内容等を勘案して障害児相談支援給付費の支給決定を行い、申請者に対し、様式第 5 号により通知するとともに、別に定める様式による受給者証に、法第 6 条の 2 の 2 第 9 項および施行規則第 1 条の 2 の 7 の規定により継続障害児支援利用援助（モニタリング）の期間を記載し、これを交付するものとする。

2 前項に定める通知および受給者証の交付は、第 4 条に定める通所支給決定と併せて行うことができるものとする。

#### **(特例障害児相談支援給付費)**

第 9 条 指定障害児相談支援事業者以外から受けた障害児相談支援について、法第 24 条の 27 に定める特例障害児相談支援の支給を受けようとする者は、福祉事務所長に、別に定める様式により申請書を提出しなければならない。

第 10 条 福祉事務所長は、前項の規定による申請を受けたときは、施行規則の規定により、特例障害児相談支援給付費の支給決定を行い、別に定める様式により通知するものとする。

#### **(障害児入所給付費)**

第 11 条 法第 24 条の 2 に規定する障害児入所給付費及び法第 24 条の 7 に規定する特定入所障害児食費等給付費（以下「障害児入所給付費等」という。）の支給にかかる申請を行おうとする障害児の保護者は、法第 24 条の 3 第 1 項の規定により、児童相談所長に、様式第 1 号による申請書を提出しなければならない。

第 12 条 児童相談所長は、前条の申請に基づき、障害児入所給付費等の支給決定を行ったときは、申請者に対して、様式第 4 号により通知するとともに、別に定める様式による受給者証並びに、医療型障害児入所支援を受ける場合は、別に定める様式による医療受給者証をあわせて交付するものとする。

2 児童相談所長は、障害児入所給付費等を支給しない旨の決定を行ったときは、申請者に別に定める様式による通知書を交付するものとする。

#### **(高額障害児施設（通所・入所）給付費)**

第 13 条 法第 21 条の 5 の 12 第 1 項に規定する高額障害児通所給付費及び法第 24 条の 6 第 1 項に規定する高額障害児入所給付費の支給を受けようとする通所給付費決定保護者及び入所給付費決定保護者は、市長に、別に定める様式により申請書を提出しなければならない。

第 14 条 市長は、前条の申請に基づき、支給又は不支給の決定を行ったときは、申請者に対

して、別に定める様式により通知するものとする。

#### (支給決定内容の変更)

第15条 第4条、第6条、第8条、第10条並びに第12条について、法第21条5の8に定める事項の変更のほか、支給決定内容に係る変更を申請しようとする支給決定保護者は、支給決定を行った福祉事務所長又は児童相談所長に、様式第6号による申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定により障害児相談支援給付費の支給に係る事項を変更しようとする支給決定保護者のその他必要な手続きは、第7条第4項の規定を準用する。

3 福祉事務所長又は児童相談所長は、第1項の申請を受けた場合のほか、必要があると認めるときは、支給内容の変更を決定し、様式第7号による通知書を交付するものとする。

#### (支給決定の取消し)

第16条 第4条、第6条、第8条、第10条並びに第12条について、福祉事務所長及び児童相談所長は、法第21条の5の9及び法第24条の4に定める事項その他の場合において、支給決定を取り消したときは、別に定める様式により当該支給決定保護者に対し通知するものとする。

2 前項の規定による支給決定の取消しを行った福祉事務所長又は児童相談所長は、当該取消しに係る受給者証の返還を求めるものとする。

#### (申請内容の変更届)

第17条 支給決定保護者は、法第21条の5の7第8項に規定する通所給付決定の有効期間及び法第24条の3第6項に規定する入所給付決定期間内において、当該給付決定保護者の氏名その他申請内容を変更したときは、速やかに、申請した福祉事務所長又は児童相談所長に別に定める様式による届出書を提出しなければならない。

2 支給決定保護者は、施行規則第25条の26の3第3項に規定する支給期間において、第7条第4項の届出書に記載のある指定障害児相談支援事業者を変更したときは、速やかに、届出た福祉事務所長に様式第3号による届出書を提出しなければならない。

#### (受給者証の再交付)

第18条 受給者証の再交付申請は、別に定める様式により行うものとする。

## (利用者負担額)

第19条 第1条第1号から第3号及び第6号から第8号に掲げる給付費等にかかる同一の月における支給決定保護者が負担する額（以下「利用者負担額」という。）は、次の各号の規定を除き、法、施行令及び施行規則に規定する額とする。

- (1) 第1条第1号及び第2号（法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費、法第21条の5の4に規定する特例障害児通所給付費）にかかる利用者負担額については、法、施行令及び施行規則に規定する額と別表1に定める上限額とを比較し、低い額とする。
- (2) 第1条第3号（法第21条の5の29に規定する肢体不自由児通所医療費）にかかる利用者負担額については、法、施行令及び施行規則に規定する額と別表2に定める上限額とを比較し、低い額とする。
- (3) 第1条第6号（法第24条の2に規定する障害児入所給付費）にかかる利用者負担額については、法、施行令及び施行規則に規定する額と別表3に定める上限額とを比較し、低い額とする。
- (4) 法第43条に規定する児童発達支援センター（以下「児童発達支援センター」という。）において提供される食事に係る費用の利用者負担額（以下「食費負担額」という。）は、施設が個別に設定する給食費実費から「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第122号）に準じて算定した食事提供加算の額を減じて得た額（以下「基本食費負担額」という。）と別表4の基準額との差額（以下「食費負担控除額」という。）を、基本食費負担額から減じて得た額とする。ただし、食費負担控除額は給食費実費を530円とした場合の額を上限とする。

2 市長は、利用者負担額が、前項の規定により別表1から3に定める上限額となる場合は、法、施行令及び施行規則に規定する額との差額を指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設等へ支払うものとし、別表4の食費負担控除額は指定障害児通所支援事業者へ支払うものとする。

## (契約内容の報告)

第20条 市長は、指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定障害児入所施設から、別に定める様式により、契約内容に係る報告を受けるものとする。

## (不正利得の返還)

第21条 偽りその他不正の手段によって、又は受給者でなくなった後にこの要綱による利益を受けた者がいるときは、市長は、その者からその利益を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、前項本文に規定する施行日前においても、この要綱の例により行うことができる。
- 3 この要綱の施行に伴い、神戸市障害児通所給付費等の支給に関する要綱（平成 18 年 9 月 29 日制定）は廃止する。

（経過措置）

- 4 支給決定の効力発生日がこの要綱の施行日より前のときは、支給決定された第 1 条各号に掲げる給付費等については、なお従前の例による。

（時限措置）

- 5 令和 5 年 6 月末日時点で児童発達支援センターを利用していた者が、新たに支給決定を受け、引き続き当該児童発達支援センターを利用する場合の食費負担額は別表 5、別表 6 に定める額とする。

**別表 1 第 19 条第 1 項第 1 号関係**

**障害児通所給付費、特例障害児通所給付費にかかる利用者負担上限月額**

(法、施行令及び施行規則に規定する額を除く)

所得区分		負担上限月額
生活保護世帯		0 円
市町村民税非課税世帯		
市町村民税課税世帯	市町村民税所得割額 3 万 3 千円未満	1,700 円
	市町村民税所得割額 28 万円未満	4,600 円
	市町村民税所得割額 46 万円未満	13,600 円
上記以外		16,620 円

**別表 2 第 19 条第 1 項第 2 号関係**

**肢体不自由児通所医療費にかかる利用者負担上限月額**

(法、施行令及び施行規則に規定する額を除く)

所得区分		負担上限月額
生活保護世帯		0 円
市町村民税非課税世帯		
上記以外		800 円

**別表 3 第 19 条第 1 項第 3 号関係**

**障害児入所給付費にかかる利用者負担上限月額**

(法、施行令及び施行規則に規定する額を除く)

所得区分		負担上限月額
生活保護世帯		0 円
市町村民税非課税世帯		
市町村民税課税世帯	市町村民税所得割額 3 万 3 千円未満	4,600 円
	市町村民税所得割額 28 万円未満	9,300 円
	市町村民税所得割額 46 万円未満	24,800 円
上記以外		37,200 円

**別表 4 第 19 条第 1 項第 4 号関係**

**児童発達支援センターの食費負担額にかかる基準等**

所得区分		基準額	食費負担控除額 の上限
生活保護世帯		44 円/食	57 円/食
市町村民税非課税世帯			
市町村民税課税世帯	市町村民税所得割額 28 万円未満	208 円/食	控除なし
	市町村民税所得割額 28 万円以上	224 円/食	306 円/食

**備考**

- 別表 1 から別表 4 の生活保護世帯は、施行令第 24 条、第 25 条の 2、第 25 条の 13 並びに第 27 条の 2 に規定される被保護者をいう。
- 別表 1 から別表 4 の市町村民税非課税世帯は、施行令第 24 条、第 25 条の 2、第 25 条の 13 並びに第 27 条の 2 に規定される市町村民税世帯非課税者をいう。
- 別表 1 から別表 4 の市町村民税所得割額は、施行令第 24 条、第 25 条の 2、第 25 条の 13 並びに第 27 条の 2 に規定される所得割の額を合算した額をいう。

別表 5 附則第 5 号関係 (時限措置)

児童発達支援センターの食費負担額

令和 5 年 6 月末日時点で児童発達支援センターを利用していた児童が、新たに支給決定を受け、引き続き当該児童発達支援センターを利用する場合

所得区分	食費負担額
生活保護世帯	44 円/食
市町村民税非課税世帯	
上記以外	第 19 条第 1 項第 4 号の規定により得た額

備考

- 1 生活保護世帯は、施行令第 24 条に規定される被保護者をいう。
- 2 市町村民税非課税世帯は、施行令第 24 条に規定される市町村民税世帯非課税者をいう。

別表 6 附則第 5 号関係 (時限措置)

児童発達支援センターの食費負担額

令和 5 年 6 月末日時点で児童発達支援センターを利用していた児童が、新たに支給決定を受け、引き続き当該児童発達支援センターを利用する場合

対象児童	期間	食費負担額
廃止前の神戸市障害児通所給付費等の支給に関する要綱の別表備考第 4 号の規定により、利用者負担月額が同表の月額に 0.1 を乗じた額となっていた児童	(1) 支給決定の効力発生日がこの要綱の施行日以降となる最初の給付決定期間	第 19 条第 1 項第 4 号の規定により得た額に 0.25 を乗じて得た額
	(2) 上記(1)の期間を満了したのち、次の新たな給付決定期間	第 19 条第 1 項第 4 号の規定により得た額に 0.5 を乗じて得た額
	(3) 上記(2)の期間を満了したのち、次の新たな給付決定期間	第 19 条第 1 項第 4 号の規定により得た額に 0.75 を乗じて得た額